

## 夜間金庫利用規定

(この規定の取引に係る契約の成立)

### 第1条

当金庫は、お客さまからこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。

(目的)

### 第1条の2

この夜間金庫は、当金庫における本人名義の当座預金または普通預金へ入金するため、窓口営業時間外にご利用願います。

(利用期間等)

### 第2条

この夜間金庫の当初利用期間は、利用申込日から最初に到来する3月末または9月末までとし、利用期間満了日まで借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この夜間金庫利用期間は利用期間満了の日の翌日から6か月間継続するものとし、以後同様とします。

(利用手数料等)

### 第3条

夜間金庫の利用手数料は6か月分を一括払いするものとし、毎年4月および10月の当金庫第一営業日に借主が指定した口座から口座振替により引落とし、利用手数料に充当します。なお、当初利用期間の利用手数料は、利用申込日の属する月を1か月として、その月から月割計算により支払ってください。

### 第3条の2

利用手数料は、経済情勢の変動等により変更することがあります。

変更後の利用手数料は、変更日以後、最初に継続される利用期間から適用します。

### 第3条の3

夜間金庫の入金に際しては、当金庫所定の夜間金庫用入金帳を使用し、入金帳発行時に所定の当金庫が定める入金帳代金をお支払いください。

(利用方法)

第4条

この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券（以下、「証券類」という。）を、当金庫所定の入金伝票および通帳とともに当金庫所定の入金袋（以下、「入金袋」という。）に入れ、その入金袋を施錠のうえ、夜間金庫に投入してください。なお、入金伝票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。

第4条の2

入金袋を投入した後は、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受取ってください。

(預金への受入れ処理)

第5条

この夜間金庫に投入された「入金袋」内の現金、証券類は、次の営業日の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続きにより確認のうえ、指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入れ金額を確認してください。

第5条の2

前項の取扱いにあたり、入金伝票に記載された金額が当金庫で確認した現金、証券類の金額と相違している場合には、預金への受入れ金額は当金庫の確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当金庫はその責任を負いません。

(入金袋の返却)

第6条

入金袋は、当金庫の受入れ手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ、受取ってください。

(鍵の保管等)

第7条

投入口鍵はお客さまが保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。

第7条の2

入金袋鍵は1個をお客さまが保管して開閉に使用します。

なお、お客さまが複数の鍵を必要とし、当金庫が認めた場合には、その必要とする個数を貸与します。

第7条の3

当金庫は入金袋開閉専用鍵により、入金袋の開閉を行います。

(鍵、入金袋の紛失、毀損等)

#### 第8条

投入口鍵、入金袋および入金袋鍵を失ったとき、または毀損したときは、直ちに書面によって当金庫に届けてください。

なお、お客さまはこの場合、修理または再作成に要する費用を負担してください。

(損害の負担等)

#### 第9条

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

また、この夜間金庫について、第1条の2に定める目的以外による利用が行われ、損害が生じても当金庫は責任を負いません。

(反社会的勢力との取引拒絶)

#### 第10条

この夜間金庫は、第11条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第2項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の利用申込をお断りするものとします。

(解約等)

#### 第11条

この契約は、お客さままたは当金庫の都合により、一時中止または解約することができます。この場合には、投入口鍵、入金袋および入金袋鍵を直ちに当金庫へ返してください。

#### 第11条の2

次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はお客さまに通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、ただちに前項と同様の手続きをしてください。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

(1) 夜間金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

(2) お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
  - E. その他前記AからDに準ずる行為

(譲渡、転貸等の禁止)

第12条

この夜間金庫の利用権は、譲渡、転貸または質入れすることはできません。  
なお、投入口鍵、入金袋および入金袋鍵についても同様とします。

(規定の準用)

第13条

この規定に定めのない事項は、当金庫の当座勘定規定、普通預金規定等により取扱います。

(規定の変更)

第14条

この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

#### 第14条の2

前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生 時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

以 上  
(令和2年4月1日 現在)